

# 介護休業等制度及び制度活用状況書

- 新規  
更新（登録番号）

貴社下記の各制度の実施状況について、  
 当てはまるものにチェックをお願いします。

称

貴社の前年度の状況について  
 ご記入ください（取得者がい  
 なければ未記入で可）。

- ◆『制度の状況』について、取得者の有無にかかわらず、現在の貴社の制度について該当する項目にチェックし、法定を超える制度がある場合は( )に記入してください。（就業規則等がない場合も、法定内容を遵守しなければなりません。規則等がない場合は上段の「法定どおり」にチェックしてください。）
- ◆『活用の状況』について、届出の前年度の状況を記入してください。（取得者がいなければ未記入で可）

育児・介護休業法の概要（介護関係）	制度の状況	活用の状況
<b>介護休業制度</b> 要介護状態にある対象家族 1 人につき、通算 93 日まで、3 回を上限として介護休業をすることができる ※次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象 ①同一事業主で雇用期間 1 年以上 ②介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかでないこと	<b>実施期間</b> <input type="checkbox"/> 93 日まで（法定どおり） <input type="checkbox"/> 上記以上も可 （                                  まで）	<b>介護休業者数</b> 男性          名 女性          名
<b>介護休暇制度</b> 要介護状態にある対象家族が 1 人であれば年に 5 日まで、2 人以上であれば年に 10 日まで、介護のために休暇を取得できる ※時間単位での取得も可能	<b>実施内容</b> <input type="checkbox"/> 1 人であれば 5 日、2 人以上であれば 10 日（法定どおり） <input type="checkbox"/> 上記以上も可 （                                  まで）	<b>介護休暇 取得者数</b> 男性          名 女性          名
<b>介護のための所定労働時間の短縮等の措置</b> 要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族 1 人につき、介護休業とは別に、利用開始から 3 年の間で 2 回以上の利用が可能な所定労働時間の短縮等の措置を講じなければならない	/	/
<b>所定外労働の免除</b> 要介護状態にある対象家族の介護のため請求があったときは、所定労働時間を超えて労働させてはならない	/	/
<b>法定時間外労働の制限</b> 要介護状態にある対象家族の介護のため請求があったときは、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超えて時間外労働をさせてはならない	/	/
<b>深夜業の免除</b> 要介護状態にある対象家族の介護のため請求があったときは、深夜に労働させてはならない	/	/